

平成 22 年 10 月 5 日
年金局事業管理課

厚生年金基金記録と国記録の突合せ（第 2 次審査）について

1 厚生年金基金記録と国記録の突合せ

- 厚生年金基金記録と国記録の突合せについては、本年 4 月から第 1 次審査（※）を実施しているが、本年 10 月からを目途に第 2 次審査（※）を開始することとしており、今般、その具体的な整理方針を下記のとおりまとめたもの。

※第 1 次審査

厚生年金基金等から報告を受けた不一致記録について、日本年金機構において、紙台帳と一致しているか等を審査し、必要なものは記録訂正する。

※第 2 次審査

第 1 次審査において、オンライン上のデータが、紙台帳等と一致しているが基金記録と不一致であるものについて、厚生年金基金等が行う適用事業所の人事記録等の調査の結果を踏まえ、記録訂正の対象となるかを判断し、必要なものは記録訂正する。

2 第 2 次審査について

（1）審査に用いる資料

- 標準報酬の決定通知等の「特定証拠書類」（※）、人事記録や給与記録等の「参考資料」（※）を審査資料とし、当該資料が、基金記録又は国記録に一致しているか等を審査する。

※特定証拠書類

- ①厚生年金法 29 条 1 項に基づく通知の写し（標準報酬の決定等）
- ②事業所の基金編入、脱退時の規約認可書の写し
- ③基金の設立認可書の写し又は基金の設立に係る官報公告の写し

※参考資料

- ①人事記録 ②給与記録 ③健康保険組合の被保険者記録
- ④雇用保険の被保険者記録 ⑤事業所作成の厚生年金被保険者台帳

(2) 審査の流れ

- 審査に当たっては、特定証拠書類や参考資料が国記録と基金記録のいずれかに一致した場合、原則としてその記録が正しいとの判断の下、必要なものは記録訂正を行う。

- 例外的な扱いとして、国記録>基金記録の場合に、特定証拠書類が存在せず、参考資料が基金記録と一致しているケースについては、国記録と基金記録のいずれも訂正せず、年金額は変わらない取扱いとする。

これは、このケースで国記録を訂正して基金記録に一致させることは受給者・加入者の不利益（年金の減額）となるものであり、参考資料だけでは国記録を訂正し基金記録に一致させる証拠として不十分である。また、参考資料は基金記録と一致していることから、基金記録を国記録に一致させることはせず、基金記録も訂正をしないという取扱いとするもの。

- また、特定証拠書類や参考資料が、基金記録と国記録のいずれにも一致しない場合や基金記録と国記録の双方に一致する場合などについては、現段階では保留扱いとし、今後、第2次審査を3ヶ月程度実施し、具体事例の分析を踏まえて別途対応について指示することとする。

※ 審査の具体的な流れは【別紙1・2】参照

(3) 記録訂正の方法

国記録の記録訂正に当たっては、

- 年金記録が大きくなる場合（被保険者期間が長くなる場合又は標準報酬が高くなる場合）は、本人に連絡し、記録訂正の申出があれば訂正を行う。
- 年金記録が小さくなる場合（被保険者期間が短くなる場合又は標準報酬が低くなる場合）は、
 - ・ 受給者については、本人に連絡せず、記録訂正しない（年金額変わらず）。
 - ・ 加入者については、本人に連絡し、記録訂正の申出があれば訂正を行う。

(参考) 厚生年金基金と相違している厚生年金の記録に係る第三者委員会の審議結果

	件数	備考	
あっせん (注1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期間相違 425 件 ・ 標準報酬相違 229 件 	厚生年金基金の記録に合 わせる形であっせんした もの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期間相違 423 件 ・ 標準報酬相違 229 件
		厚生年金基金の記録と異 なる期間または標準報酬 月額をあっせんしたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期間相違 2 件 ・ 標準報酬相違 0 件
非あっせん (注2)	10 件	うち 8 件は同一事業所に係る同一内容の事案	

注1) H22.3.18 時点において基金記録を判断要素に含みあっせんした事案について検索用データベースを活用し把握 (中央一括申立てを除く。)

注2) H21.8 末現在の処理終了事案について、検索用データベースを活用し把握

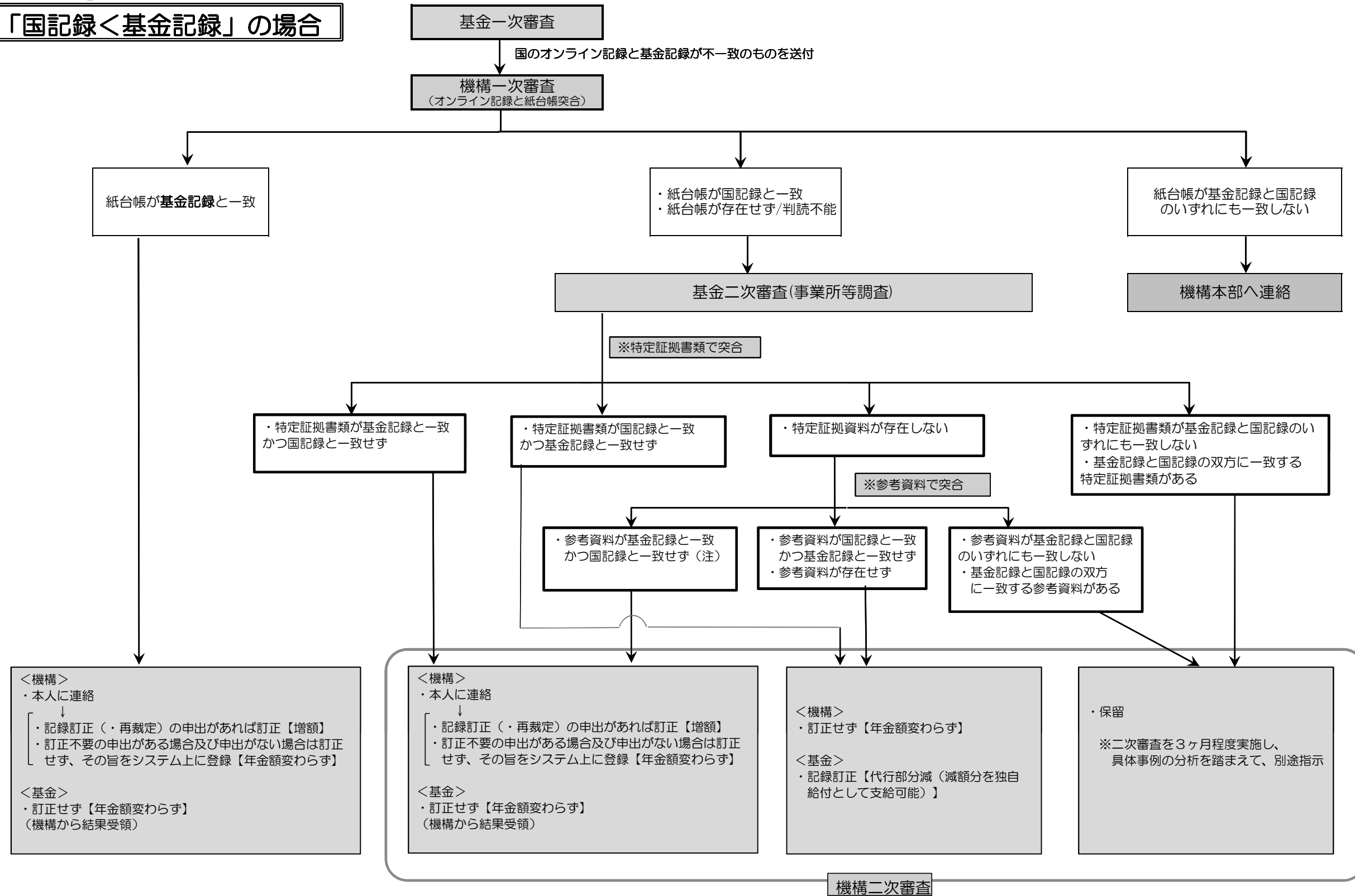
<非あっせん事案を本審査フローに適用した場合の結果について>

- ① 非あっせん事案のうち 9 件 (同一事業所の 8 件含む) は賃金台帳により、厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる事案
→ 本審査フローでも給与記録から、第三者委員会の審査結果 (国記録訂正せず) と同じ結果となると想定される。
- ② 残り 1 件は事業所作成の厚生年金被保険者台帳により、資格取得日が社会保険事務所の記録と一致していることが確認できる事案
→ 本審査フローでも事業所作成の厚生年金被保険者台帳から、第三者委員会の審査結果 (国記録訂正せず) と同じになると想定される。

基金記録との突合せ作業の主な流れ

【パターン1】

「国記録<基金記録」の場合



(注) 当該記録について次の除外条件に合致する場合は保留

除外条件：①不一致期間について、事業主から基金及び国への届出が複写式の様式により行われていなかったことが確認できるもの

②保険料徴収の時効消滅前に、厚生年金保険法第27条の届出又は第31条第1項の確認請求がなかったことが確認できるもの

「国記録>基金記録」の場合

